一五		○・二四	
二〇		○・二四五	

6 5 ［略］

設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) ［略］

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャネル間隔（注1）	離調周波数（注2）	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	○kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五dBm以下の値
	○kHzを超え一〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 27.5－（31／100×Δｆ）dBm Δｆは、離調周波数（単位kHz）とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 －3.5－（3／50）×（Δｆ－100）dBm Δｆは、離調周波数（単位kHz）とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 －6.5－（7／50）×（Δｆ－150）dBm Δｆは、離調周波数（単位kHz）とする。
	三〇〇kHz以上五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 －27.5－（3／100）×（Δｆ－300）dBm Δｆは、離調周波数（単位kHz）とする。
	五〇〇kHz以上一、七〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三三・五dBm以下の値

5 4 ［同上］

(1) ［同上］

(2) ［同上］

ア ［同上］

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値